

高額療養費制度が改正されます

平成24年4月1日から従来の入院診療に加え、高額な外来診療についても、同一の医療機関で同一月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合は、限度額認定証を提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までですむこととなります。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

これまでの高額療養費制度では、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額を窓口で支払っていただきましたが、平成24年4月からは、あらかじめ「限度額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に表示することで、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手續	病院・薬局などで
70才未満の方 70歳以上の非課税世帯等の方	当組合に「限度額認定証」の交付を申請してください	「限度額認定証」を窓口に表示してください
70歳以上75歳未満で非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口に表示してください

「限度額認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手續になります。

(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額との差額が後日支給されます。)

【 流れ図 】



自己負担限度額

受診者の年齢および被保険者の所得区分によって下記のとおり分類されます。

【70歳未満】

被保険者の所得区分	要件	自己負担限度額（1月当たり）
上位所得者	標準報酬月額 53 万円以上	150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1% 多数該当 83,400 円
一般	上位所得者、低所得者以外	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 多数該当 44,400 円
低所得者	被保険者が市町村民税非課税等	35,400 円 多数該当 24,600 円

【70歳以上 入院を含む】

被保険者の所得区分	要件	自己負担限度額（1月当たり）
現役並み所得者	標準報酬月額 28 万円以上等	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 多数該当 44,400 円
一般	現役並み所得者、低所得者 ・ 以外	44,400 円
低所得者	被保険者が市町村民税非課税等	24,600 円
低所得者	地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない	15,000 円

【70歳以上 外来のみ】

被保険者の所得区分	要件	自己負担限度額（1月当たり）
現役並み所得者	標準報酬月額 28 万円以上等	44,400 円
一般	現役並み所得者、低所得者 ・ 以外	12,000 円
低所得	被保険者が市町村民税非課税等	8,000 円
低所得	地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない	8,000 円

多数該当：療養を受けた月以前の 1 年間に、3 ヶ月以上の高額療養費の支給を受けた場合、4 ヶ月目から自己負担限度額が軽減されます。